

秋田市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和 7 年 12 月 23 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第51号

秋田市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則
秋田市消防本部の組織等に関する規則（昭和39年秋田市規則第2号）の
一部を次のように改正する。

第8条第1項に次の1号を加える。

(4) 秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第29条の8の規
定による同条第1項に規定する林野火災に関する注意報の発令に関す
ること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。